○四国地方整備局告示第五十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年六月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年六月十五日

四国地方整備局長　平井　秀輝

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　十一号及び二十八号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
徳島県板野郡松茂町中喜来字前原東弐番越十一番一先から同町中喜来字前原東弐番越八番一まで	前	四一・五二～四二・一〇〇メートル	キロメートル〇・〇一七
	後	四一・五二～四二・一〇〇メートル	キロメートル〇・〇一七

(四) 図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局徳島河川国道事務所

○北海道開発局告示第九十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年六月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年六月十五日

北海道開発局長　和泉　晶裕

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百四十三号及び二百四十四号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
根室市明郷三〇番一から同市明郷九八番一まで	前	A　二三・九六～三八・七一メートル　〇・九三五キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	A　二三・九六～三八・七一メートル　〇・九三五キロメートル B　一六・九六～二八・八九　〇・八五四キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局釧路開発建設部

○北海道開発局告示第百号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年六月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年六月十五日

北海道開発局長　和泉　晶裕

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百二十九号及び二百七十六号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
北海道岩内郡岩内町字野束一番一地先から同町字野束七番一まで	前	一一・〇〇～三七・五八メートル　〇・一六六キロメートル	
	後	一一・〇〇～三八・三九メートル　〇・一六六キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局小樽開発建設部

○北海道開発局告示第百一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、平成三十年六月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年六月十五日

北海道開発局長　和泉　晶裕

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　三十八号

(三) 占用を制限する区域　富良野市字西達布四二七四番一から同市字西達布四二七四番一まで
富良野市字西達布四二七四番一から同市字西達布四二七〇番四まで
富良野市字西達布東京大学農学部附属演習林北海道演習林一〇一ｃ林小班から同市字西達布東京大学農学部附属演習林北海道演習林一〇〇ａ林小班まで

(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六) 占用の制限の開始の期日　平成三十年六月十五日

(七) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局旭川開発建設部

国会事項

衆議院

条約送付通知書受領

六月十三日参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結について承認を求めるの件

法律公布奏上通知書受領

六月十三日参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律
民法の一部を改正する法律
スポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律
平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法及び平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法の一部を改正する法律
スポーツ基本法の一部を改正する法律
国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律
民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律

承諾を求めるの件送付通知書受領

六月十三日参議院議長から、国会において承諾することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

平成二十八年度一般会計熊本地震復旧等予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（承諾を求めるの件）

平成二十八年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（承諾を求めるの件）

平成二十八年度特別会計予算総則第二十条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（承諾を求めるの件）

議案通知書受領

六月十三日参議院から、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

スポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律案
平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法及び平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法の一部を改正する法律案
スポーツ基本法の一部を改正する法律案
国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案